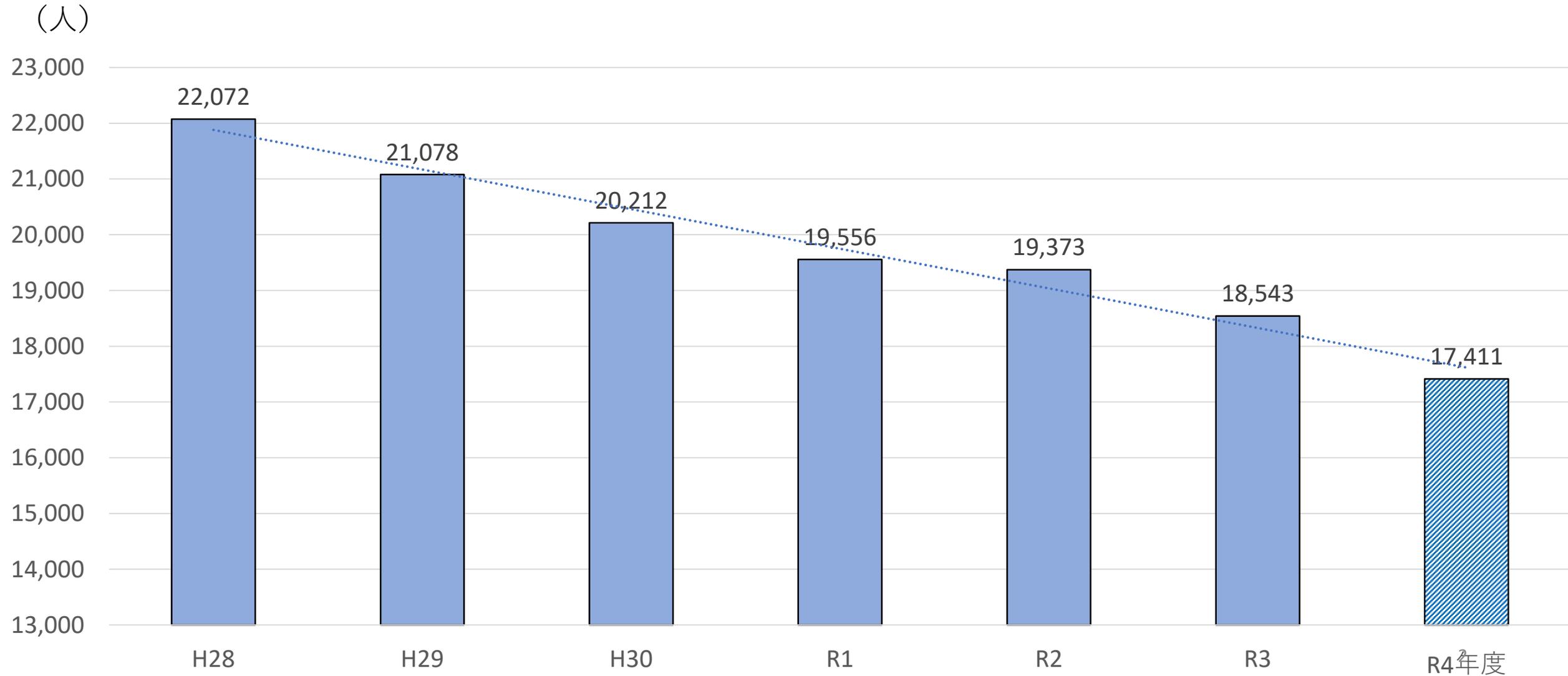


行田市国民健康保険税の 税率見直しについて

行田市健康福祉部保険年金課

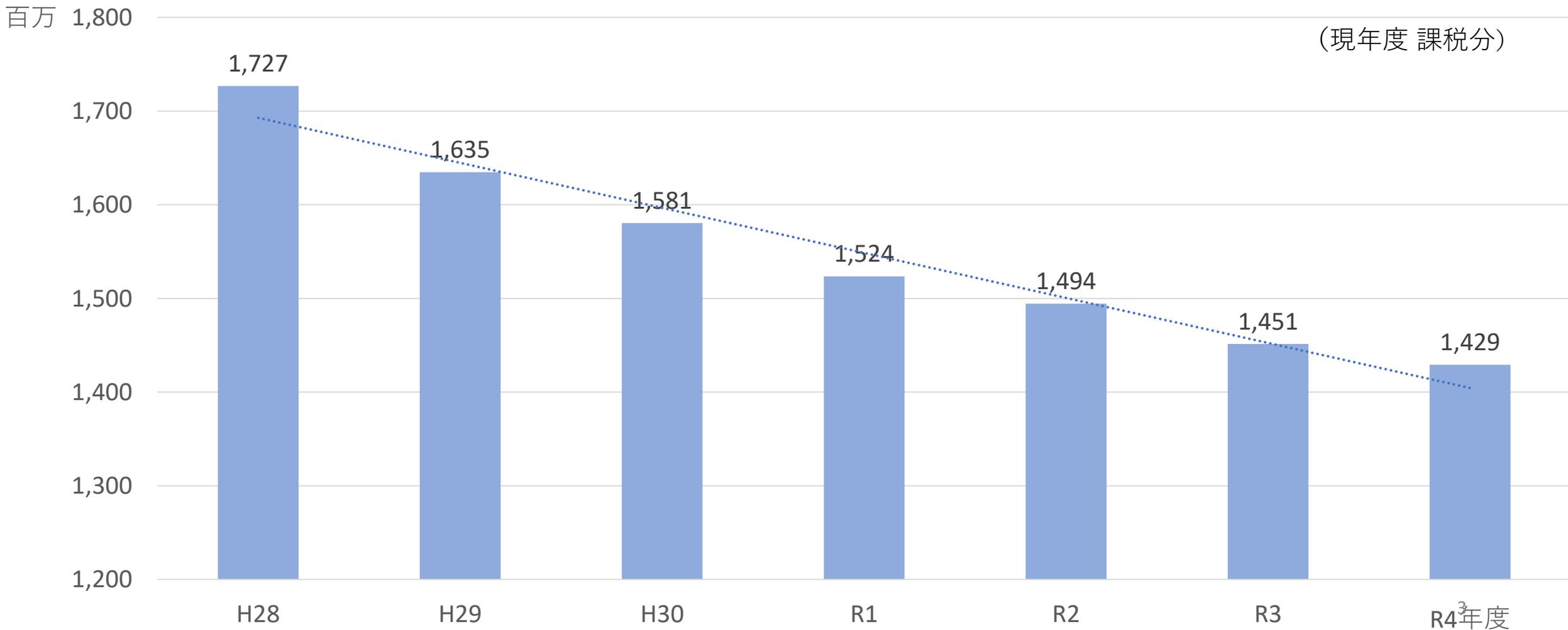
国民健康保険の被保険者数の推移

被保険者数は年々減少し、令和4年度末現在で17,411人となっている。
平成28年度から令和4年度の減少率は19.9%で、平均3.5%減少している。



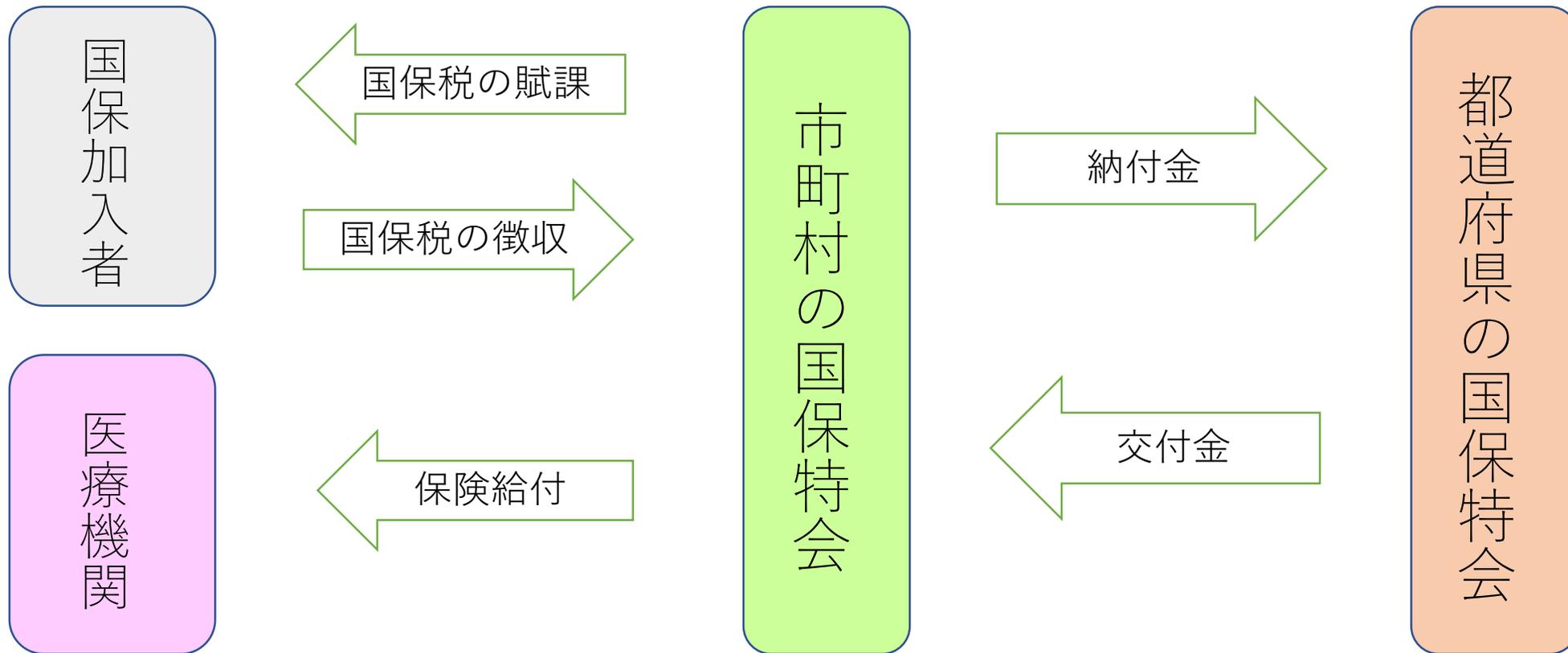
国民健康保険税収入の推移

国保税収入は年々減少し、令和4年度決算では14億2,900万円となっている。
平成28年度から令和4年度の減少率は17.2%で、平均2.9%減少している。



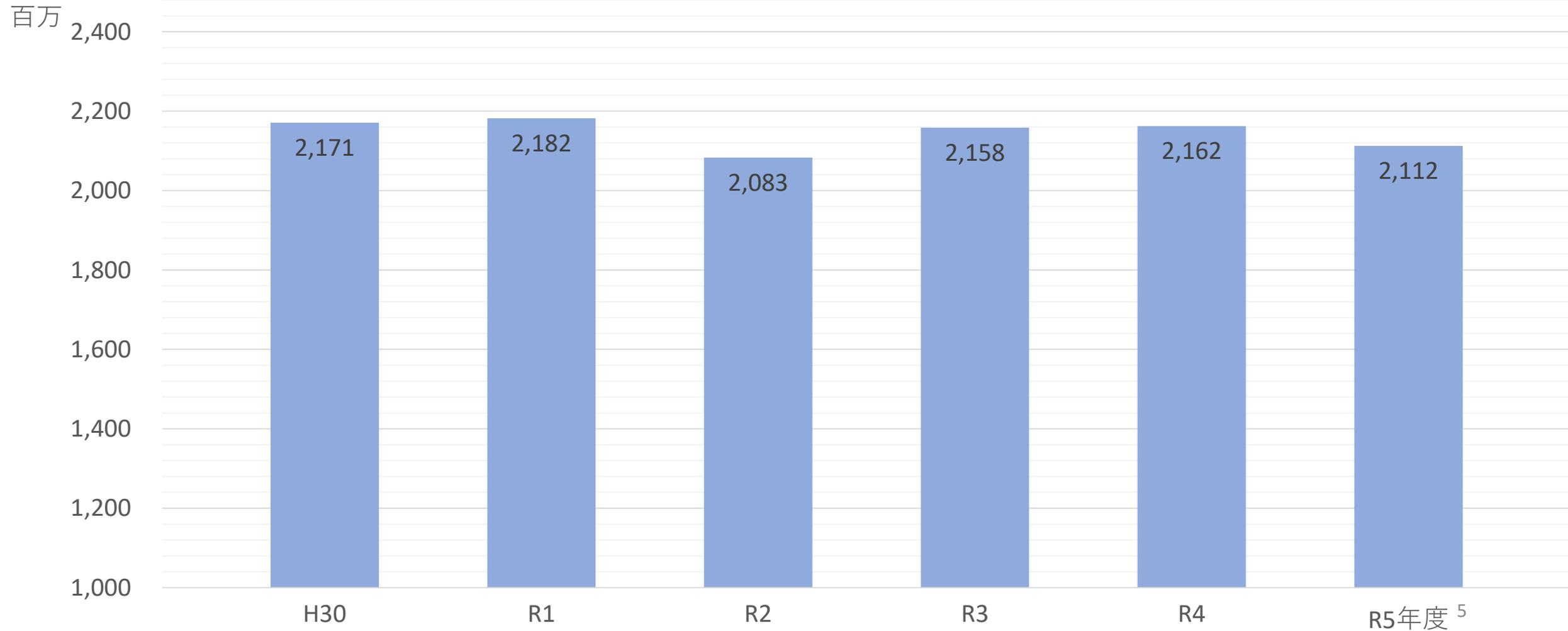
国民健康保険特別会計の運営

都道府県は市町村ごとの納付金額を決定し、保険給付に必要な費用を交付金として市町村に支払う。市町村は納付金に見合った保険税率を設定し、徴収して都道府県に納付する。



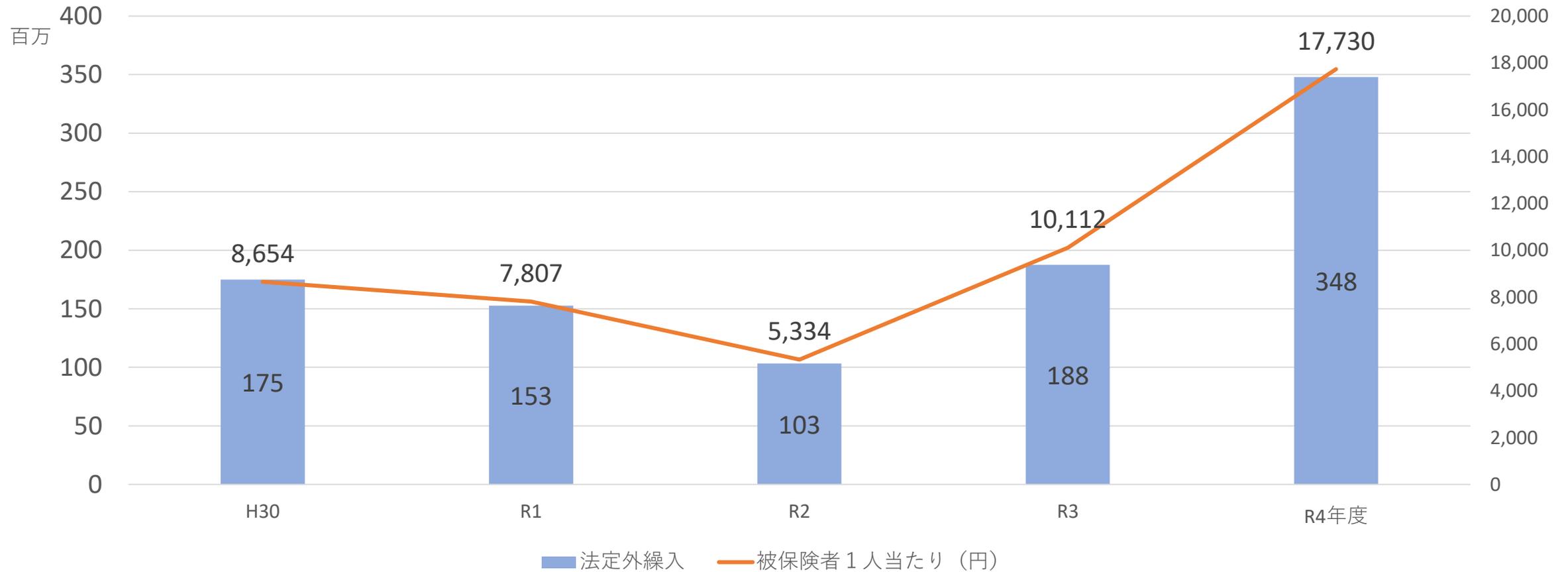
埼玉県への納付金の推移

県へ納付する納付金額は横ばいとなっている。

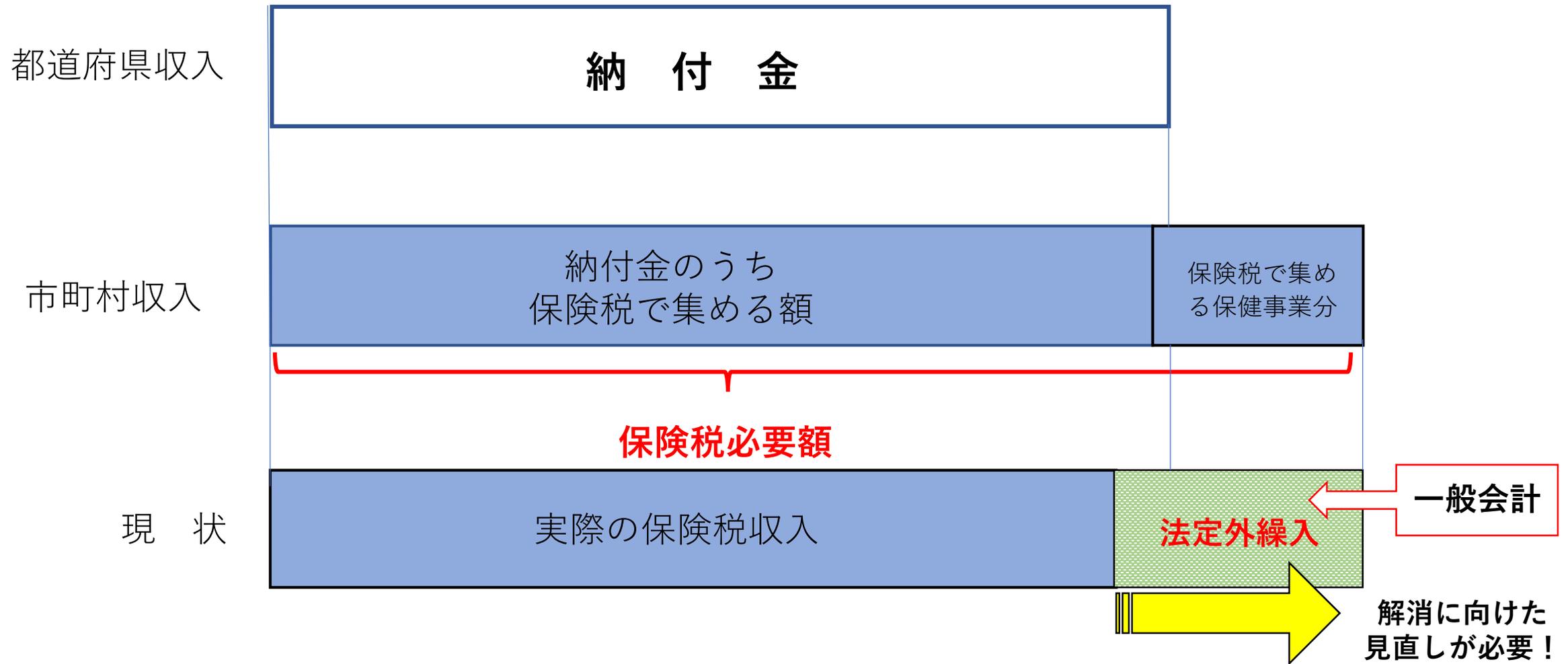


一般会計からの法定外繰入金額の推移

令和4年度の法定外の繰入金額は、約3億4,800万円
被保険者1人あたりの法定外繰入金は、17,730円



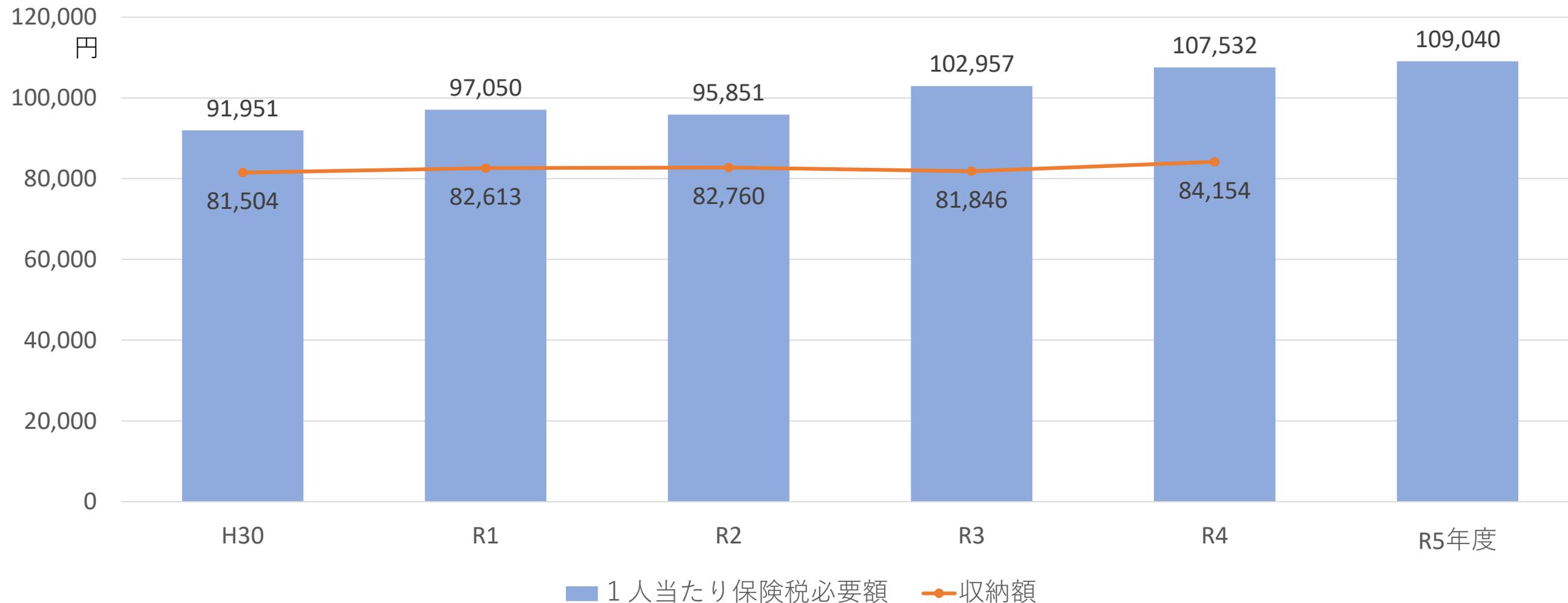
納付金と保険税の関係（イメージ）



◇標準保険税率は、標準的な収納率を踏まえて算定しており、その収納率で徴収できれば、保険税必要額となり、理論的には法定外繰入が発生しない。

1人当たりの保険税必要額と収納額の推移

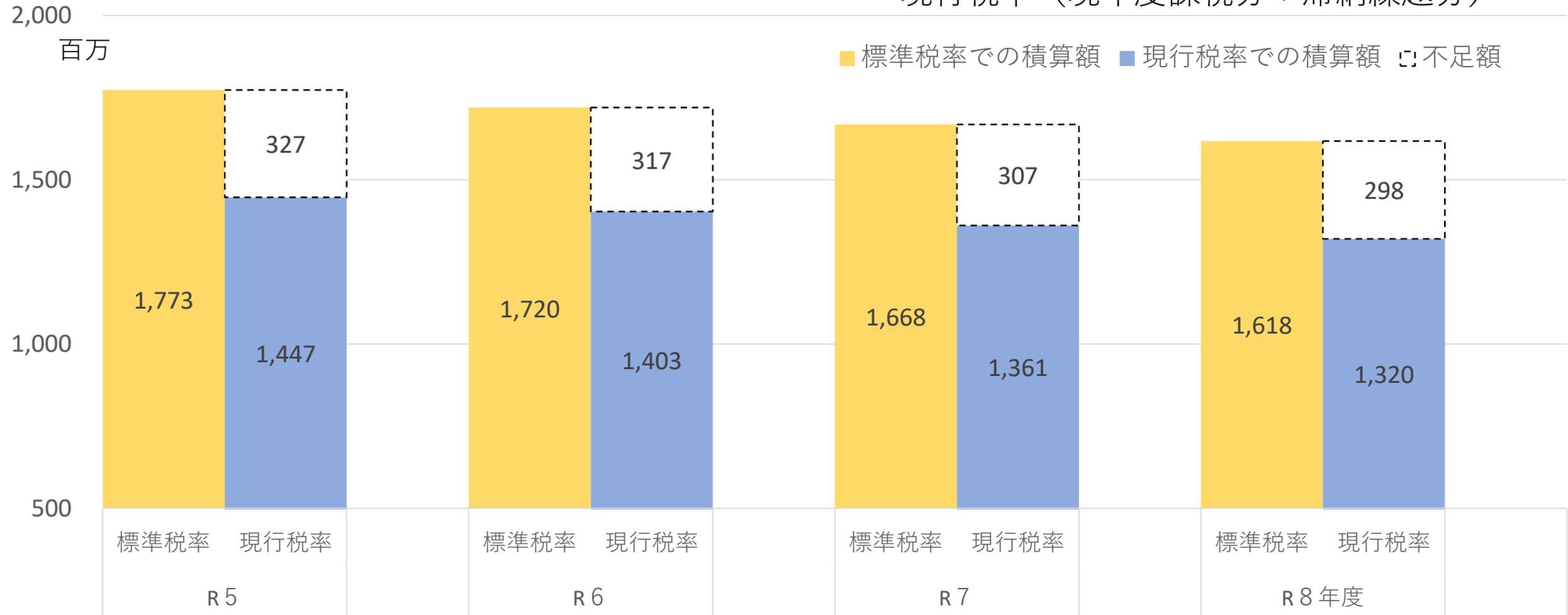
県が算出した被保険者1人当たりの保険税必要額は、平成30年度から令和5年度の6年間で約18.6%増加している。一方、収納額は横ばいである。



標準保険税率と現行保険税率の税込比較（試算）

○令和5年度の標準保険税率で試算した、令和8年度までの各年度の税込見込みの差

現行税率（現年度課税分＋滞納繰越分）



※国保税収入の減少率2.9%（現年課税分）＋0.1%（滞納繰越分）＝3.0%を考慮して試算

埼玉県国民健康保険運営方針に基づく取組

埼玉県国民健康保険運営方針

1. 赤字削減・解消の取組、目標年次

◇第2期運営方針（R3～R5年度）

準統一の目標年度の前年である令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定することとします。

◇第3期運営方針案（R6～R12年度）

準統一の目標年次の前年である令和8年度までに法定外一般会計繰入金を解消することとします。

2. 保険税水準の統一

◇【定義】 県内どの市町村でも、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる。

◇【統一の進め方】 各市町村間で法定外繰入金や収納率の格差が大きいことから3段階に分けて進める。



➡ 「行田市国民健康保険税改定に係る基本方針」（令和5年2月策定）

行田市国民健康保険税改定に係る基本方針に基づく取組

埼玉県は令和9年度に保険税水準の「準統一」を行う方針。

本市では令和5年2月「行田市国民健康保険税改定に係る基本方針」を策定し、4つの方針を定めた。

(1) 保険税率

標準保険税率に近づけることを目標とする。特に、納付金算定における国及び県の激変緩和措置の終了に伴い、令和6年度以降、納付金額の上昇が見込まれることに留意する。⇒激変緩和措置で活用してきた財源を、納付金算定の減算に活用予定

(2) 応能応益割合

現行税率では、県の標準保険税率と比べて所得割（応能）の割合が大きくなっていることから、均等割（応益）を増やして、標準保険税率に近づけることを目標とする。ただし、均等割を増やすことは、特に多人数世帯への影響が大きいため、改定に当たっては、被保険者の急激な負担増にならないよう留意する。

(3) 改定時期

被保険者の負担が急激に増加しないよう、令和6年度から令和8年度にかけて、毎年度、段階的に保険税率を改定する。

(4) 第3期埼玉県国民健康保険運営方針

県が第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて再検討を行い、適切に反映する。

基本方針に基づく取組 (1) 保険税率

現行の「保険税率」と「標準保険税率」を比較すると、所得割で0.8%、均等割で約30,000円と低く、乖離しています。令和9年度の準統一を見据え、標準保険税率に近づける必要があります。

現行の行田市の保険税率

算定方式		医療分	後期高齢者支援分	介護納付分 40～64歳の方	計
応能割	所得割	7.2%	2.2%	1.6%	11.00%
応益割	均等割	24,000円	9,000円	10,000円	43,000円

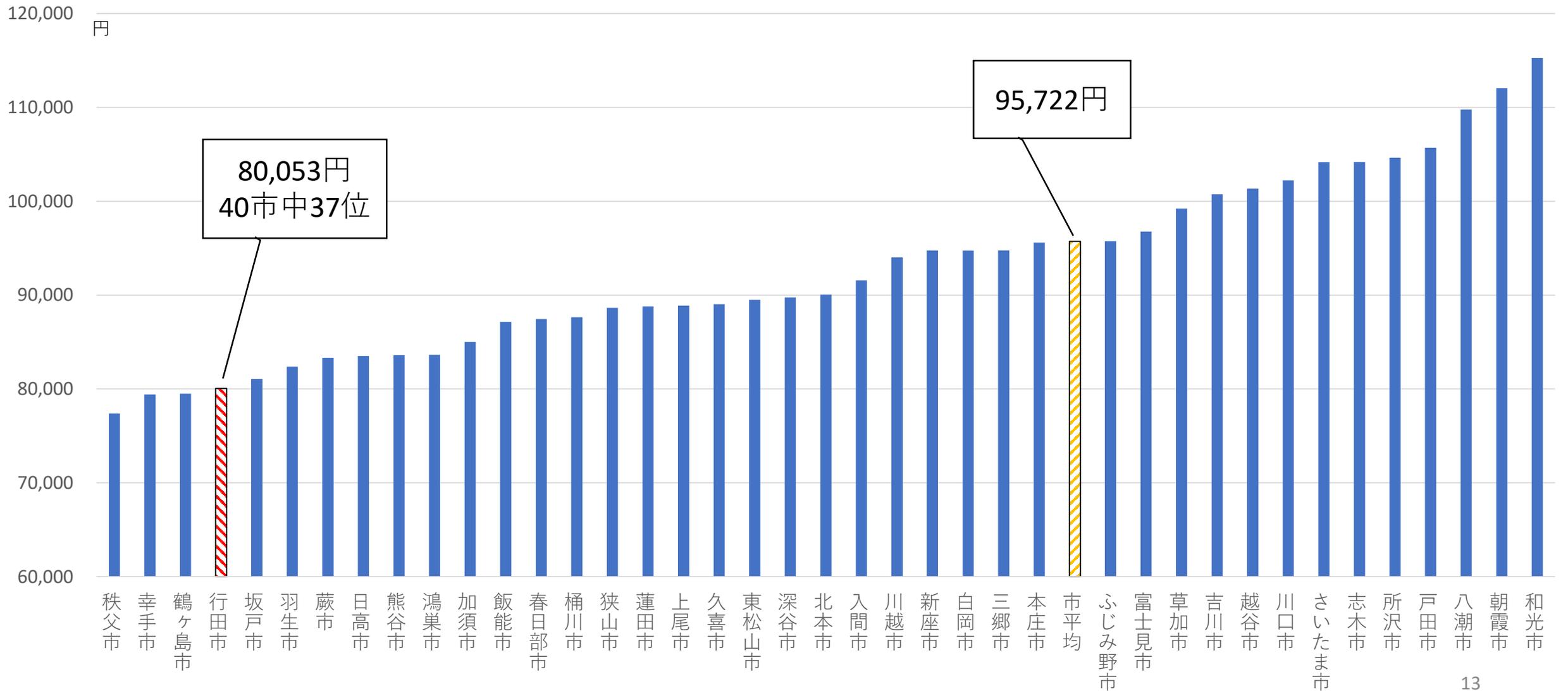
県が公表している行田市の標準保険税率（令和5年度）

応能割	所得割	6.63%	2.76%	2.41%	11.80%
応益割	均等割	40,057円	16,126円	17,473円	73,656円

$$\text{国保税額} = \text{医療分} + \text{後期高齢者支援分} + \text{介護納付分}$$

基本方針に基づく取組 (1) 保険税率 市比較

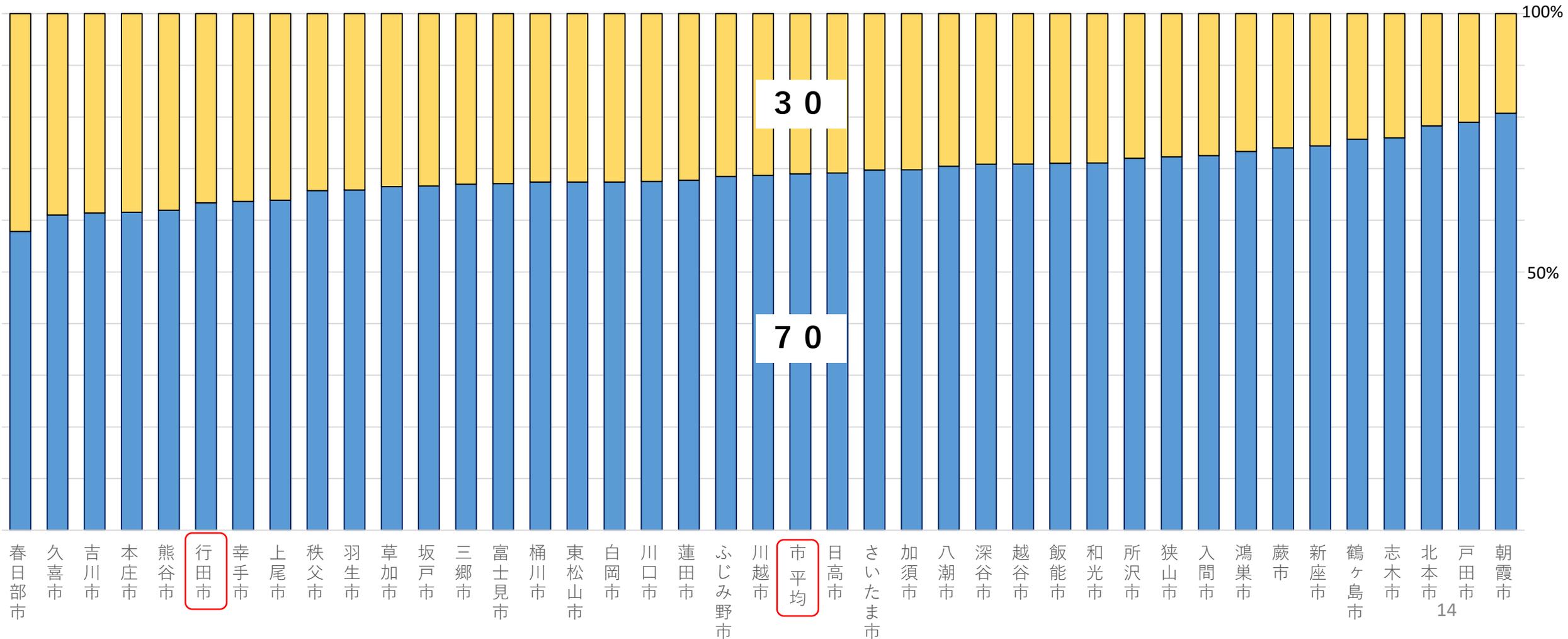
令和3年度の「一人当たりの保険税額」



基本方針に基づく取組 (2) 応能応益割合

- 県は統一に向け、県全体の応能応益割合を概ね53：47としています。
- 各市の応能応益割合を平均すると、約70：30となっています（令和3年度）。

■ 応能割（所得割・資産割） ■ 応益割（均等割・平等割）



基本方針に基づく取組 (3) 改定時期

税率見直しに向けたスケジュール

